

特定事業所加算 算定基準確認票

- 特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の 20/100 加算 ①～⑩すべて適合
- 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の 10/100 加算 ①～⑥及び⑦又は①～⑥及び⑧～⑨が適合
- 特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の 10/100 加算 ①～⑥及び⑩が適合
- 特定事業所加算（Ⅳ）所定単位の 5/100 加算 ①～⑥及び⑨～⑩が適合（平成 27 年度新設）
- ※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）①・⑨・⑩については、①ア・⑨ア・⑩アの基準が適合すること。
- 特定事業所加算（Ⅳ）①・⑨・⑩については、①イ・⑨イ・⑩イの基準が適合すること。

①ア	<p>特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）</p> <p>全ての従業員（登録を含む。以下同じ。）に対し、従業員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票①アの留意事項と同じ</p>	
①イ	<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票①イの留意事項と同じ</p>	
②	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業員の技術指導を目的とした会議を定期的 to開催すること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票②の留意事項と同じ</p>	
③	<p>サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業員に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業員から適宜報告を受けること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票③の留意事項と同じ</p>	
④	<p>事業所のすべての従業員に対し、健康診断等を定期的 to実施すること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票④の留意事項と同じ</p>	

⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
留意事項 居宅介護の確認票⑤の留意事項と同じ	
⑥	新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
留意事項 居宅介護の確認票⑥の留意事項と同じ	
⑦	次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修過程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前三月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上
留意事項 居宅介護の確認票⑦の留意事項と同じ	
⑧	すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。 <u>(平成27年度基準変更)</u>
留意事項 居宅介護の確認票⑧の留意事項と同じ	
⑨ア	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ） 1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
留意事項 居宅介護の確認票⑨アの留意事項と同じ	
⑨イ	特定事業所加算（Ⅳ） 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であつて、基準により配置されていることとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置すること。
留意事項 居宅介護の確認票⑨イの留意事項と同じ	

<p>⑩ア</p>	<p>特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）</p> <p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち障害支援区分 <u>5</u> 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）の占める割合が <u>100 分の 30</u> 以上であること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票⑩アの留意事項と同じ</p>	
<p>⑩イ</p>	<p>特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち障害支援区分 <u>4</u> 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）の占める割合が <u>100 分の 50</u> 以上であること。</p>
<p>留意事項</p> <p>居宅介護の確認票⑩イの留意事項と同じ</p>	